

資 料

コロナ禍による生徒の自殺に関する一考察

A Literature Consideration on Youth Suicide Due to the Covid-19 Pandemic

木下一雄

Kazuo KINOSHITA

旭川大学保健福祉学部コミュニティ福祉学科

キーワード：コロナ, 生徒の自殺, 学校問題

抄 録

令和4年版厚生労働省自殺対策白書を用いて、コロナ禍による若者の自殺に関する傾向と対策を考察することである。分類テーマとして、感染拡大下の自殺の動向、生徒等の自殺の原因・動機の変化の2つの視点から考察していった。

新型コロナウイルス感染症の感染において、社会全体が大きな影響を受ける中で生徒等が多くの時間を過ごす家庭や学校も影響を受けているにも関わらず、問題を抱えた際に周囲にその状況を伝えて支援を求めていくことが困難な状況下にある。令和2年と令和3年の男女及び年齢階級別の自殺者数を感染拡大前の5年間と比較したところ、男女ともに19歳以下及び20歳代の年齢階級で増加していた。考察していく中で見えてきたことは、学年が上がるほど周囲へSOSを求めることが難しいことがわかってきた。

様々な生徒の心の問題に対応するためには、生徒が不安定な状況において、SOSを出すことができる力や、教員や保護者といった周囲の大人が丁寧にSOSを受け止めていく必要がある。

1. はじめに

我が国の自殺者総数は減少傾向である一方、近年、生徒の自殺者数は増加傾向となっている。警察庁の自殺統計原票を集計した結果によれば、全国の自殺者数は、昭和58年及び昭和61年に2万5千人を超えたものの、平成3年に2万1,084人まで減少し、その後2万人台前半で推移した。しかし、平成10年は前年から8,472人増加して3万2,863人となり、平成15年は昭和53年の統計開始以来最多の3万4,427人となった。その後3万人台で推移した後、平成22年に減少に転じ、令和元年は最少の2万169人となった。令和2年は11年ぶりに総数が増加に転じて2万1,081人となったが、令和3年は減少して2万1,007人となった。

生徒等内訳をみると、平成19年から令和3年まで大学生が最も多く、次いで高校生が多かった。大学生は

平成19年から平成23年まで500人前後と高い水準で推移していたが、その後減少を続けて平成30年は336人となった。しかし、令和元年に増加に転じてからは、令和2年、令和3年ともに400人を超え、増加が続いた。

高校生、中学生及び専修学校生等は令和元年までおおむね横ばいであったが令和2年に大きく増加した。特に令和2年の高校生と中学生は、それぞれ339人、146人と、近年最多の自殺者数となった。令和3年は高校生が314人に減少したものの中学生は148人と更に増加した。

男女別にみると、男性は、平成30年まで減少傾向にあった大学生が令和元年以降増加し、また、それまで横ばいだった高校生も令和元年に増加した。女性は、近年増加傾向にあり、ここ2年間は高校生が最も多くなっている。

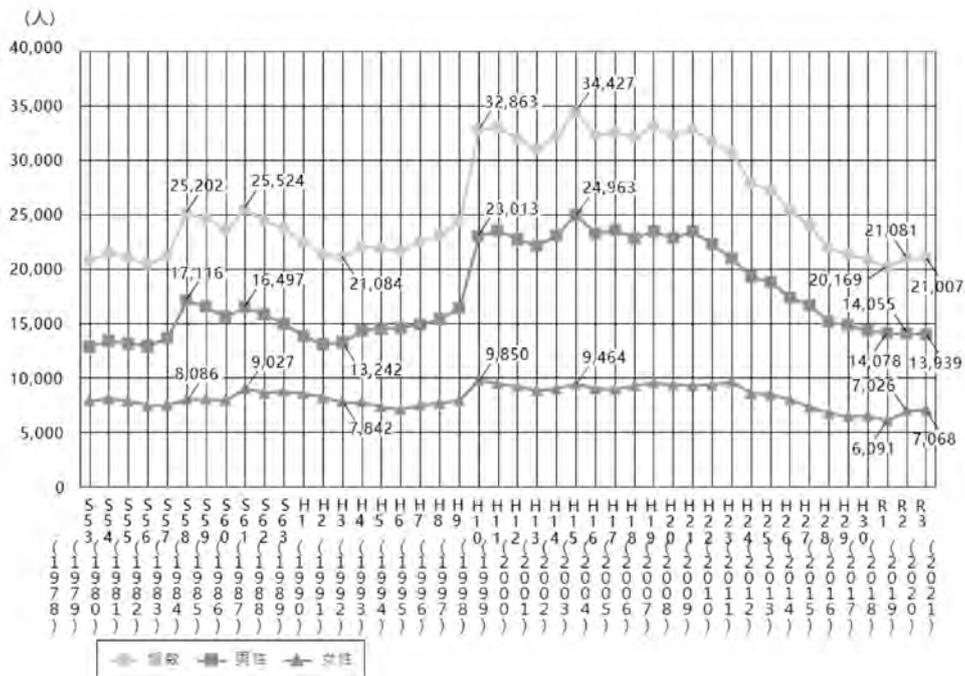


図1 自殺者数の推移 (自殺統計)

資料：厚生労働省「人口動態統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

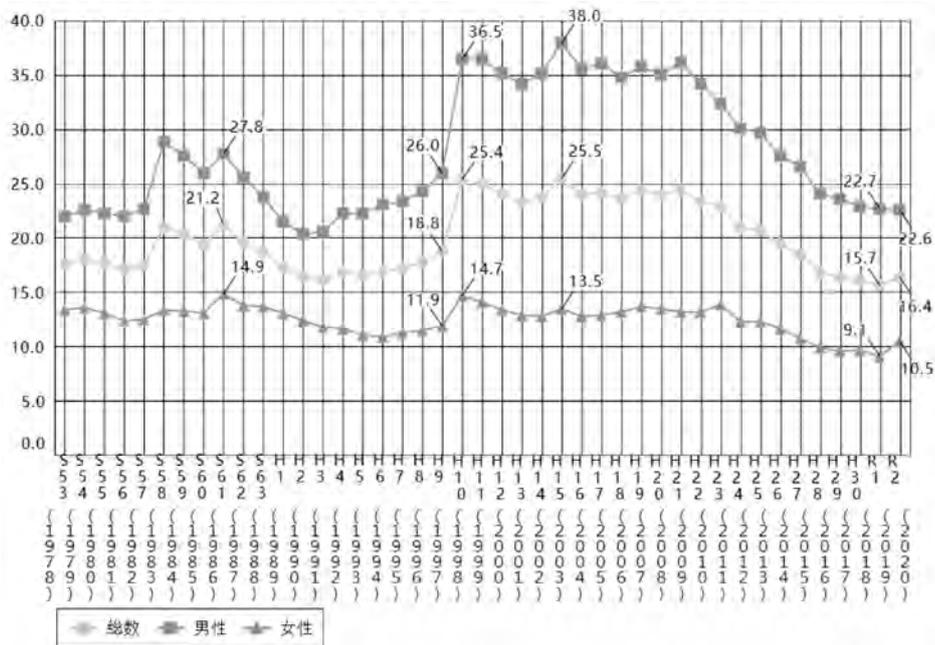


図2 自殺死亡率の推移 (自殺統計)

資料：厚生労働省「人口動態統計」より厚生労働省自殺対策推進室作成

2. 方 法

令和4年版厚生労働省自殺対策白書を用いて、生徒等の自殺の原因や動機の変化について分析し、コロナ禍による生徒の自殺について考察していく。

3. 結 果

令和3年中に自ら命を絶った小・中学生、高校生の人数は2年前と比べて1.2倍近くに増えたことが自殺対策白書で明らかになった。コロナ禍により、全国

の学校が休業となった令和2年と比べると、94.7%にまで減ったが、中学校・高校の女子生徒は2年続けて増えた。

平成21年から令和元年にかけて、我が国の自殺者総数は年々減少してきていた一方、児童生徒（小中高生）は平成28年から増加傾向となっている。さらに令和2年と令和3年の男女及び年齢階級別の自殺者数を感染拡大になる以前の5年間（平成27年から令和元年）の平均と比較したところ、男女ともに19歳以下で増加していた。

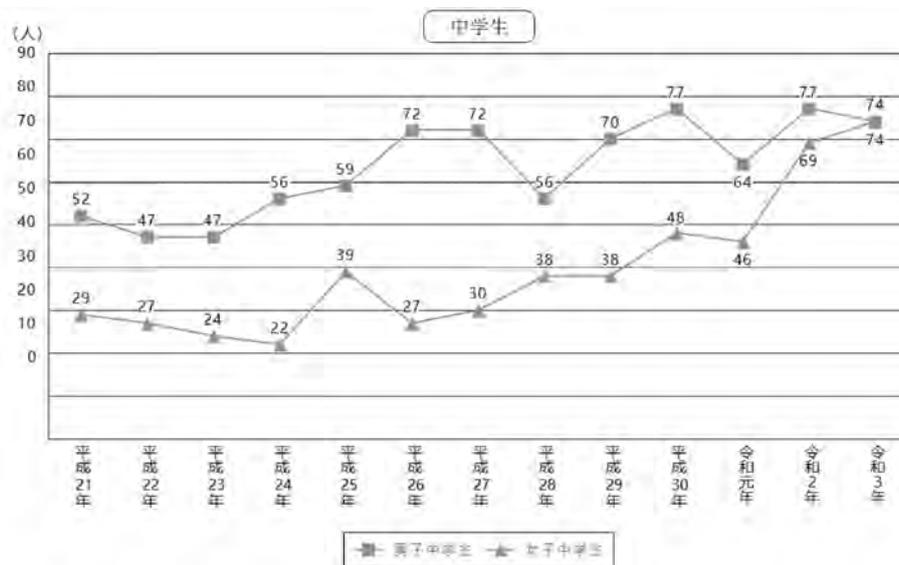


図3 中学生の男女別自殺者数の推移

資料：警察庁「自殺統計」より自殺対策推進センター作成

中学生及び高校生について、学校の種別、男女別に自殺者数の推移をみると、中学生では、男女ともに平成21年以降増加傾向にあり、女子では令和元年から令和2年にかけて大きく増加し、令和3年も増加した。

学生・生徒等の自殺の原因・動機を男女別、中高生別の推移でみると、特に女子では令和2年において「学校問題」、「家庭問題」、「健康問題」が増加し、そのうち女子高生では令和3年に「健康問題」が増加した。

高校生では、男子では平成30年までおおむね横ばいであったが、令和元年に大きく増加した。女子では、令和元年まで概ね横ばいであったが、令和2年に大きく増加し、令和3年も増加した。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大以前の平成21年から令和元年までの学生・生徒等の年間自殺者数の変化を学校の種別及び男女別にみるため、同期間

の傾向に最適な回帰直線で示した。

令和2年以降については、平成21年から令和元年までの傾向が続くと仮定した場合を点線で示した。同グラフ上に感染拡大下に相当する令和2年及び令和3年の年間自殺者数を置くと、女子中学生、女子高校生における令和2年及び令和3年の自殺者数は、回帰直線を大きく上回っている。

その結果、平成21年から令和3年までの期間において児童生徒の自殺者数は横ばいあるいは増加傾向にあり、学生等の自殺者数は減少から増加に転じていた。また、自殺の原因・動機についてみると、総合的には学校問題が高くなっているものの、高校生では男子は学校問題、女子は健康問題に該当する割合が最も高くなっており、大学生、専修学校生等についても、男女の傾向は高校生と同様の傾向見られている。

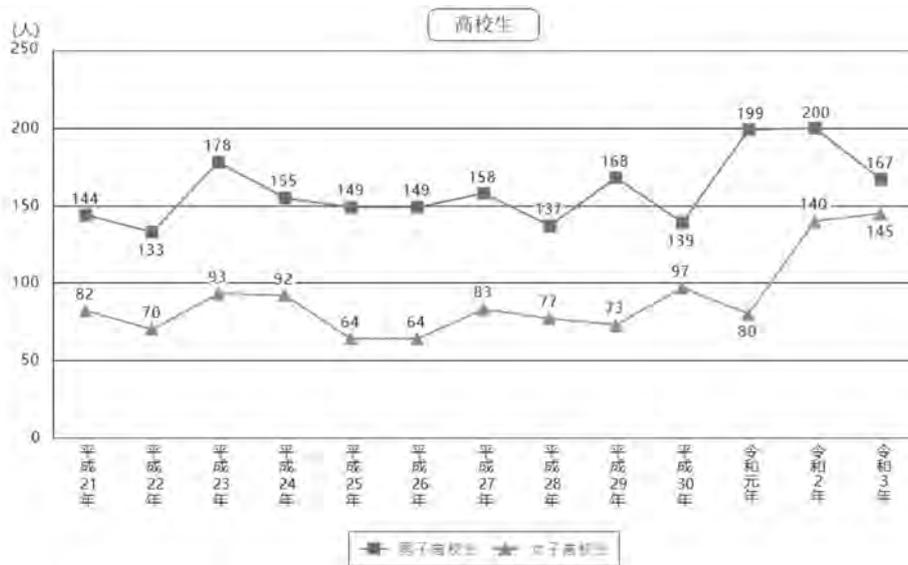


図4 高校生の男女別自殺者数の推移

資料：警察庁「自殺統計」より自殺対策推進センター作成

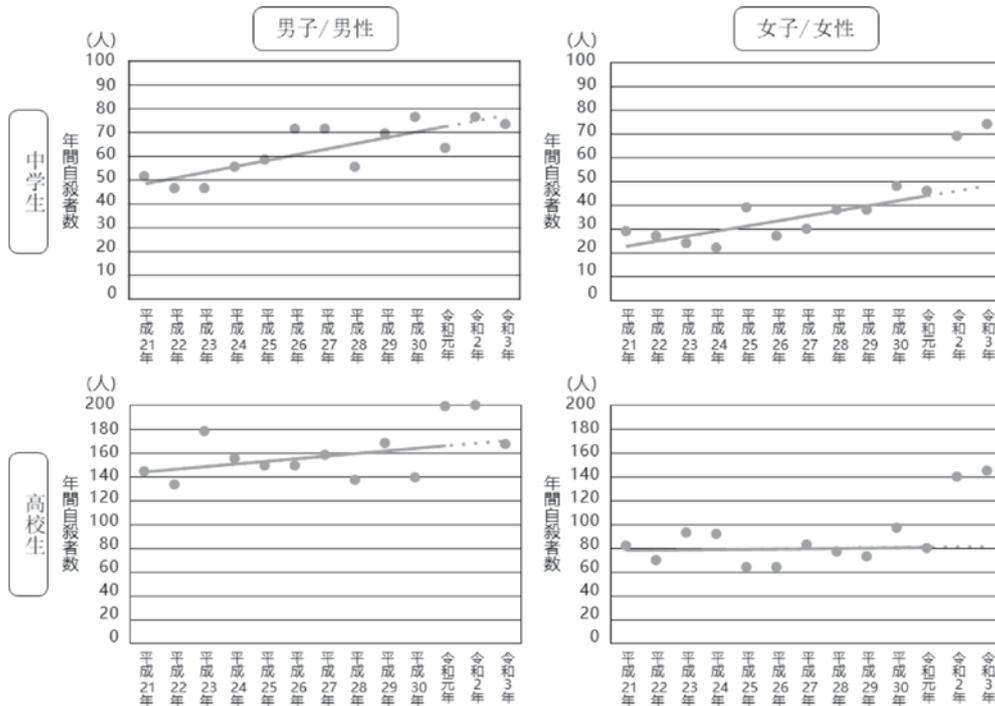


図5 感染拡大以前の学校の種別、男女別にみた自殺者数の推移

資料：警察庁「自殺統計」より自殺対策推進センター作成

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下の自殺の原因・動機の変化について分析していくと、令和2年及び令和3年において、女子中学生では学校問題や家庭

問題に、女子高校生では学校問題や健康問題に該当する者が大きく増加していた。

令和元年の順位	小項目	令和元年の人数	令和2年の人数(順位)	大項目
1	学業不振	43	52(2)	学校問題
2	その他進路に関する悩み	41	55(1)	学校問題
3	親子関係の不和	30	42(3)	家庭問題
4	家族からのしつけ・叱責	26	26(6)	家庭問題
5	病気の悩み・影響(その他の精神疾患)	26	40(4)	健康問題
6	その他学友との不和	24	26(7)	学校問題
7	入試に関する悩み	21	18(8)	学校問題
8	病気の悩み・影響(うつ病)	20	33(5)	健康問題
9	失恋	16	16(9)	男女問題
10	その他交際をめぐる悩み	13	5(17)	男女問題

厚生労働省「自殺の統計：各年の状況」を基に文部科学省作成

図6 令和元年(平成31年)及び令和2年における児童生徒の自殺の原因・動機別表
～原因・動機数における上位10項目～

※児童生徒の自殺の原因・動機について、令和2年における10位の項目は「その他家族関係の不和」(家庭問題)16人、令和元年の場合、「その他家族関係の不和」は11位(11人)

令和2年の順位	小項目	令和元年の人数	令和2年の人数(前年からの増減)	大項目
1	学業不振	37	33(-4)	学校問題
2	その他進路に関する悩み	32	28(-4)	学校問題
3	親子関係の不和	12	17(+5)	家庭問題
4	家族からのしつけ・叱責	21	15(-6)	家庭問題
5	失恋	7	13(+6)	男女問題
6	病気の悩み・影響(その他の精神疾患)	9	11(+2)	健康問題
6	病気の悩み・影響(うつ病)	11	11(±0)	健康問題
8	その他学友との不和	9	8(-1)	学校問題
9	入試に関する悩み	17	8(-9)	学校問題
10	その他家族関係の不和	6	7(+1)	家庭問題

厚生労働省「自殺の統計：各年の状況」を基に文部科学省作成

図7 令和元年(平成31年)及び令和2年における児童生徒の自殺の原因・動機別表(男子)
～原因・動機数における上位10項目～

令和2年の順位	小項目	令和元年の人数	令和2年の人数(前年からの増減)	大項目
1	病気の悩み・影響(その他の精神疾患)	17	29(+12)	健康問題
2	その他進路に関する悩み	9	27(+18)	学校問題
3	親子関係の不和	18	25(+7)	家庭問題
4	病気の悩み・影響(うつ病)	9	22(+13)	健康問題
5	学業不振	6	19(+13)	学校問題
6	その他学友との不和	15	18(+3)	学校問題
7	家族からのしつけ・叱責	5	11(+6)	家庭問題
8	入試に関する悩み	4	10(+6)	学校問題
9	その他家族関係の不和	5	9(+4)	家庭問題
10	病気の悩み・影響(統合失調症)	3	6(+3)	健康問題

厚生労働省「自殺の統計：各年の状況」を基に文部科学省作成

図8 令和元年(平成31年)及び令和2年における児童生徒の自殺の原因・動機別表(女子)
～原因・動機数における上位10項目～

4. 考 察

令和5年度には新型コロナウイルスの扱いが5月8日以降に第5類のインフルエンザと同類に変更になる。コロナ禍が終息しても、令和2年以降の中学生及び高校生の自殺者数の推移の急増を考えると、令和5年度以降もより生徒に対する自殺対策は強化していかなければならない。

自殺対策基本法による第3次自殺総合対策大綱の中で、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」項目が追加された。厚生労働省による令和4年10月に改正された「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」によると、若年層の死因に占める自殺の割合は高く、若年層の自殺対策が課題となっている。その中において、「子ども・若者の自殺対策を更に推進する」項目が盛り込まれ、下記の7点が重点施策として提示された。

第1に、いじめを苦にした子どもの自殺の予防である。文部科学省より、いじめ防止対策推進法、「いじめの防止等に関する基本的な方針」（平成25年10月）11日文部科学大臣決定）等に定める取組を推進するとともに、いじめは決して許されないことであり、「どの子どもにも、どの学校でも起こり得る」ものであることを周知徹底し、全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握して、迅速に対応すること、またその際、いじめの問題を隠さず、学校・教育委員会と家庭・地域が連携して対処していくべきことを指導すると定められた。

第2に学生・生徒等への支援の充実である。文部科学省より、18歳以下の自殺は、長期休業明けに急増する傾向があることから、長期休業前から長期休業期間中、長期休業明けの時期にかけて、小学校、中学校、高等学校等における早期発見・見守り等の取組を推進すると定められた。その中で、保健室やカウンセリングルームなどをより開かれた場として、養護教諭等の行う健康相談を推進するとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の配置、及び常勤化に向けた取組を進めるなど学校における相談体制の充実を図る。

また、これらの教職員の資質向上のための研修を行う。さらに、大学等においては、学生の心の問題・成長支援に関する課題やニーズへの理解を深め、心の悩みを抱える学生等を必要な支援につなぐための教職員向けの取組の推進を図るとされた。

第3に、SOSの出し方に関する教育の推進である。

文部科学省より、児童生徒と日々接している学級担任、養護教諭等の教職員や、学生相談に関わる大学等の教職員に対し、SOSの出し方を教えるだけでなく、子どもが出したSOSについて、周囲の大人が気づく感度をいかに高め、また、どのように受け止めなどについて普及啓発を実施するため、研修に資する教材の作成・配布などにより取組の支援を行う。自殺者の遺児等に対するケアも含め教育相談を担当する教職員の資質向上のための研修等を実施する。また、自殺念慮の割合等が高いことが指摘されている性的マイノリティについて、無理解や偏見等がその背景にある社会的要因の一つであると捉えて、教職員の理解を促進すると定められた。

第4に、子どもへの支援の充実である。内閣府と厚生労働省より、貧困の状況にある子どもが抱える様々な問題が自殺のリスク要因となりがねないため、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき実施される施策と自殺対策との連携を深めるとされた。

第5に、若者への支援の充実である。厚生労働省より、保健・医療・福祉・教育・労働等の分野の関係機関と連携の下でひきこもりに特化した第一次相談窓口としての機能を有する「ひきこもり地域支援センター」において、本人・家族に対する早期からの相談・支援等を行い、ひきこもり対策を推進する。このほか、精神保健福祉センターや保健所、児童相談所において、医師や保健師、精神保健福祉士、社会福祉士等による相談・支援を、本人や家族に対して行うとした。

第6に、若者の特性に応じた支援の充実である。厚生労働省より、若者は、自発的には相談や支援につながりにくい傾向がある一方で、インターネットやSNS上で自殺をほのめかしたり、自殺の手段等を検索したりする傾向もあると言われている。そのため、自宅への訪問や街頭での声かけ活動だけではなく、ICTも活用した若者へのアウトリーチ策を強化すると定められた。

第7に知人等への支援である。厚生労働省より、若者は、支援機関の相談窓口ではなく、個人的なつながりで、友人等の身近な者に相談する傾向があると言われている。また、悩みを打ち明けられ、相談を受けた身近な者が、対応に苦慮して自らも追い詰められているという事案も発生していると言われている。

そのため、民間団体の活動に従事する人や、悩みを抱える者を支援する家族や知人等を含めた支援者も含む自殺対策従事者について、相談者が自殺既遂に至っ

た場合も含めて心の健康を維持するための仕組みづくりを推進するとともに、心の健康に関する知見をいかした支援方法の普及を図るとされた。

生徒が悩みを抱えた時に、生徒自身の力で適切に必要な支援やサービスとつながることは難しいため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門職の役割が重要になる。自殺が最も心配されるのは、死にたいほどの悩みを抱えながらもSOSを出すことができない生徒である。そのため、生徒のメンタルヘルス状態を捉えるアンケートを実施する等の工夫が必要である。今まさに自殺の危険に晒されている生徒を、いかにピックアップし、継続的に関われる支援者につないでいくかが重要である。上記の分析の中でも学校、家庭、健康問題等が自殺の原因となっていることが判明している。このような複合的な問題を抱えている生徒の悩みと苦しみを受け止め、アセスメントし、課題を整理した上で、支援につなげて問題を解決に結びつけることができる。そうすれば生徒の目に見えない問題点を明らかにすることが出来、生徒の命を救うことが出来るのではないだろうか。

5. ま と め

新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、社会全体が大きな影響を受ける中で生徒が問題を抱えた際に周囲にその状況を伝えて支援を受けることが難しい状況であったということである。支援を必要とする生徒に対して、それぞれの状況に応じた対応をしていくことが必要である。生徒ごとに置かれている状況は異なっており、自殺に追い込まれている事情も異なっていることから、声なき声に耳を澄まし、生徒の意見を真摯に受け止めていくことが、自殺の予防を図るためには必要なのである。今後のコロナ禍が一段落した後の教育現場において、生徒の孤独感や不安感の解消につながっていくような関わりを実行できるかが重要になってくる。

そのためには、日頃の日常生活の確認や本人の状況を把握する支援ツールとしてSNSを適切に使用しながら、実際に生徒の傍らに寄り添い、継続的に関わる積極的な支援関係を築くことが求められる。

今後、更なるSOSの出し方に関する教育を推進すると共に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーといった福祉や心理の専門職が教員や両親とともに協力して綿密にプロセスを辿りながら生徒のSOSを受け止めていく必要がある。

【参考文献】

- 1) 厚生労働省「人口動態統計」令和4年10月
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2022/10.html>
- 2) 厚生労働省自殺対策推進室・警察庁生活安全局生活安全企画課 令和3年中における自殺の状況 令和4年3月
<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/jisatsu/R04/R3jisatsunojokyou.pdf>
- 3) 厚生労働省自殺対策推進室 令和3年中における自殺の状況 令和4年3月
<https://www.mhlw.go.jp/content/R3kakutei01.pdf>
- 4) 令和4年版 厚生労働省自殺対策白書
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo2022.html
- 5) 文部科学省 コロナ禍における児童生徒の自殺等対策について 令和3年2月
https://www.mext.go.jp/content/20200329-mext_jidou01-000013730_005.pdf
- 6) 厚生労働省 子ども・若者の自殺防止に向けた取組を強化します 令和4年8月
https://www.mhlw.go.jp/stf/jisatsutaisaku_press220810.html
- 7) 厚生労働省 自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～ 令和4年10月
<https://www.mhlw.go.jp/content/001000844.pdf>